

子どもを一時的に預けたい

0歳一時保育・一時保育（生後3か月～就学前）

仕事や保護者の社会活動参加、育児疲れやリフレッシュなど、さまざまな理由で保育が必要となったときに、一時的に子どもをお預かりします。

〔対象〕生後3か月以上の乳幼児

〔利用方法〕「公共施設予約サービス（P61参照）」で登録手続きが必要です。

登録後、「公共施設予約サービス」から予約してご利用ください。

問合せ先

《田》幼児教育・保育課 相談受付係 042-460-9842



緊急一時保育（生後5か月～就学前）

保護者が病気・出産のための入院や、家族の介護などで、一時的に子育てができなくなった時に、1か月を上限に子どもをお預かりします（理由が分かる診断書などが必要）。

※保育施設等に通っている子どもは対象になりません。

問合せ先

《田》幼児教育・保育課 相談受付係 042-460-9842



認証保育所・定期的利用保育事業の一時保育（要問合せ）

料金・利用方法などは施設によって異なりますので、ご利用については、各施設へ直接お問い合わせください。

西東京市の認証保育所・定期的利用保育事業に関することは、幼児教育・保育課が発行している『西東京市 保育施設入園のご案内』、『保育・教育施設等案内』に掲載しています。

こども誰でも通園制度(生後6か月～満3歳未満)

月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に通園することができる制度です。

〔対象〕 保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業等に通っていない、利用日現在0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の2日前まで）の子ども

〔利用時間〕 月10時間まで（実施日、実施時間帯等は実施園ごとに異なります。）

※利用の方法など詳しい内容は市ホームページをご覧ください。

※利用にあたり、認定申請（利用登録）が必要となります。

問合せ先

《田》 幼児教育・保育課 相談受付係 042-460-9842



多様な他者との関わりの機会の創出事業

こども誰でも通園制度を利用している東京都在住の方が、月10時間の利用枠を超えて引き続き施設を利用できる東京都独自の事業です。

実施施設など詳しい内容は市ホームページをご覧ください。

問合せ先

《田》 幼児教育・保育課 給付係 042-497-4926



子育て支援ショートステイ（4か月～小学6年生）

保護者が病気・出産・介護などで、一時的に子育てにお困りのとき、市が委託している施設で子どもをお預かりします。

〔利用方法〕 利用日の前月の1日から受け付けます。

利用日の3日前までに、子ども家庭課窓口に申請書を提出してください。

登録制ではありませんので、その都度申込みが必要です。

まずは電話でご相談ください。

問合せ先

《保》子ども家庭課 事業庶務係 042-439-3511



ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要になった保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用した場合、その利用料の一部を補助します。

〔対象〕 0歳から満6歳に達する年度の末日までの子ども（障害児、多胎児、ひとり親家庭の場合は、満12歳に達する年度の末日まで）

〔補助上限額〕 1時間当たり2,500円（午後10時から午前7時の利用の場合は1時間当たり3,500円）

〔補助上限時間〕 年度当たり144時間（障害児、多胎児、ひとり親家庭の場合は年288時間まで）

※利用の方法など詳しい内容は市ホームページをご覧ください。

問合せ先

《田》幼児教育・保育課 給付係 042-497-4926



病児・病後児保育室（生後6か月～10歳に達する日の属する年度）

発熱やかぜなどで保育園・幼稚園・小学校などに通えない子どもを一時的にお預かりする施設です。保育園などに通っていないなくても、保護者が子どもの看病をできないときに利用できます。

〔対象〕 6か月から10歳（10歳になった後の最初の3月末日までの子ども）

〔ご注意〕

- ・利用を希望する施設ごとに、事前登録・面談が必要です。
- ・申込書類は、各病児・病後児保育室、幼児教育・保育課窓口、市ホームページからダウンロードもできます。

 P63に地図があります。

問合せ先

《田》幼児教育・保育課 給付係 042-497-4926



ファミリー・サポート・センター（0歳～小学6年生）

お子さんを「預けたい方」と「預かりたい方」からなる会員同士の相互援助活動で、0歳～小学校6年生の子どもを預けられます。

〔対象〕 0歳から小学6年生までの子ども

〔預かり場所〕

サポート会員宅、ファミリー会員宅、その他指定の場所において預かります。

〔援助内容〕

保護者の理由にかかわらず、子どもを預かります（預かり、送迎、見守り）。

〔ご注意〕

- ・熱やかぜなどの病児・病後児のお預かりはできません。
- ・ファミリー会員、サポート会員ともに、事務局が指定する保険に加入します。
- ・サポート会員が見つからない場合は、ご希望に沿えないこともあります。

問合せ先

西東京市社会福祉協議会内

ファミリー・サポート・センター事務局

田無総合福祉センター4階 西東京市田無町5-5-12

電話 042-497-5079（午前8時30分～午後6時）

FAX 042-497-5354



家事の支援を受けたい

あいあいサービス

〔援助内容〕

一般的な家事全般

※大掃除や引っ越しの手伝い、留守宅や保護者不在宅でのサービスはできません。

※安全のため、子どもを見ながらの家事は行いません。

子どもの預かりは、ファミリー・サポート・センター（P10参照）で行っています。

〔対象〕

妊産婦及び子育て世帯

- ・産前及び産後の回復まで
- ・保護者が体調不良のとき
- ・その他必要と認めるとき

〔利用料金〕

社会福祉協議会会員会費：500円～／年

基本料金：500円／月（サービスを利用する月のみ）

利用料金：平日 午前9時～午後5時 1,000円／時

上記以外の時間 1,500円／時

土・日曜日、祝日、年末年始 1,500円／時

問合せ先

西東京市社会福祉協議会 福祉支援課 サービス提供係 042-497-5076



MEMO



子育てQ&A ～人見知り～

Q 人見知りが激しいのですが、いつごろ終わりますか？

A 赤ちゃんの生まれ持った性格や生活環境などにも大きく左右されるといわれますが、一般的には生後6か月頃に始まり2歳くらいまでには落ち着くといわれています。

人見知りは、もともと人間に備わっている防衛反応で、赤ちゃんの脳や心が育っていく過程で見られることのある反応です。

人見知りをするからといって、他の人たちと接する機会を控えるようなことはせず、親子で楽しい時間を過ごしながらか自然と落ち着くのを待ちましょう。



他にも0・1・2歳の
子育てQ&Aを紹介
しています。

